事業性融資の推進等に関する法律の概説 、の期待と今後の

前·金融庁 企画市場局 信用制度参事官室 信用制度企画室長 和 H

(現・金融庁 監督局 地域金融企画参事官)

良隆

性融資の推進等に関する法律_ 公布)した。 法」という)が成立(6月14日 (令和6年法律第52号)(以下、 事業性融資推進法」または「新 2024年6月7日、 「事業

のである。 業性融資推進支援業務に係る認 本部の設置等について定めたも 定制度の創設、事業性融資推進 か、企業価値担保権の創設、事 国の責務、基本方針の策定のほ 融資の推進のため、基本理念や 事業性融資推進法は、事業性

中意見にわたる部分は、 の概要を解説する。なお、 個人的見解である。 本稿では、事業性融資推進法 本稿

> 要と指摘されている。こうした 生み出す力に着目することが重

ことを背景に、成長や再生の局

3

門の生産性を引き上げるために

将来のキャッシュフローを

経緯と背景

が増加している。また、企業部 に事業の基礎を置くような企業 り技術、ノウハウ、顧客基盤等 として、不動産等の有形資産よ を含む産業構造の変化等を背景 従来より、不動産担保や経営者 1)。近年、デジタル化の進展 保証等に過度に依存していると 課題が指摘されている(注 日本の融資実務については

> を行うことを求める声がより強 業性に基づく融資(事業性融資) くなっている。 産担保等に過度に依存せず、事 面にある企業等に対して、不動 事業性融資を後押しするた

において利用されている(注 クトファイナンス等の融資実務 やベンチャー・デット、プロジェ リレーションシップバンキング 同制度は、諸外国においては、 れてきた歴史は長い(注2)。 について、その可能性が指摘さ た。事業全体に対する担保制度 運用のあり方が模索されてき 考とし、 諸外国の融資実務なども参 制度的な枠組みやその

6))、法制審議会担保法制部会 業庁「取引法制研究会」(座長・ 究科教授(注5))や、中小企 授)が議論の嚆矢となった(注 け、まず2019年3月に商車 問題意識や他国の状況等を受 方に関する研究会」(座長・神 を支える融資・再生実務のあり 4)。その後、 する研究会」(座長・道垣内弘 法務研究会に設置された「動産 内田貴早稲田大学特命教授(注 田秀樹学習院大学大学院法務研 債権を中心とした担保法制に関 人専修大学大学院法務研究科教 こうした事業性融資に関する 金融庁「事業者

大学院法務研究科教授)(注7) (部会長・道垣内弘人専修大学

金融機関による企業価値創出へのサポー 、の期待と今後の課題

株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン 代表取締役社長 堀 内

上昇は債務者企業にとって良い 的な制度といえる。企業価値の 値に相当し得るという点で画期 業が生み出すキャッシュフロー 法律」に定められた企業価値担 ことである一方で、担保権者に を源泉とする企業価値が担保価 対象とする担保制度であり、 て企業が所有する全資産を担保 保権は暖簾等の無形資産を含め 事業性融資の推進等に関する 年6月14日に公布された 企

> がる。 ば、この担保権の付加価値が上の創出につなげることができれ をすることを通じて、企業価値

本稿では、企業価値の源泉に

1

企業価

値担

一保権の特徴

力すべきかについて考察を試み 0) じて、レンダー・ライアビリティ プローチでどういった行動を通 もある金融機関がどういったア を持つべきかについて検討を加 0) 創出する施策にはどういったも 企業による企業価値の創出に協 企業の経営者がどういった意識 ついて解説を試み、 リスクを回避しつつ、債務者 があるかを検討する。債務者 担保権者であり、融資者で 企業価値を

債務者企業に何らかの働きかけ

企業価値担保権が従来の個別

にある。

する。企業価値担保権者として、

業と担保権者の利害関係が一致

加にもつながるので、債務者企 て保全の強化、貸出可能額の増 とっても担保価値の増加を通じ

企業価値担保権 ഗ

プ」の委員として審議に参加し 等に関するワーキング・グルー 融資実務を支える制度のあり方 想段階から相談を受け、 金融審議会「事業性に着目した について早い段階から関与し、 メンバーとして全資産担保制度 務のあり方に関する研究会」の ともいえる事業成長担保権の構 事業者を支える融資・再生実 筆者は企業価値担保権の前身 金融庁

等への配当」という)を支払っ 全額取り込める、 の価値の総和を上回っていても た後の売却代金が個別担保資産 部の配当(以下、「優先債権者 の支払いや無担保債権者への一 とが可能になり、 資産を一括して担保設定するこ 形資産も含めた債務者企業の全 資産を対象とする担保権(以下、 た優先債権者、 合、公租公課、 企業価値ベースで売却された場 「個別資産担保権」という)と 線を画する点は、 労働債権といっ 商取引債権者へ 債務者企業が つまり、担保 暖簾等の無

権者が企業価値と資産価値の総 和の差額を受領できるという点 優先債権者等への配当

特集

法検討段階で付与されていた

企業価値担保権は、かつて立

事業成長担保権」との仮称か

権が創設された。

全資産担保である企業価値担保 法」という)に基づき、新たな

企業価値 権に基づく予兆管理 、の期待と今後の課

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 粟田 П

太郎

創設されたものである

(新法₁

を「貸した後」に実践していく

こうした予兆管理・伴走支援

条、2条1項参照)。

が肝心である。不動産担保融資 事業性融資は、「貸した後 ためには、「貸す前」(貸す時 はじめに

問題の所

在

借入企業の事業のゆくえを定期 きる。しかし、事業性融資は、 からの回収を期待することがで ておいても、不動産の担保価値 であれば、「貸しっ放し」にし

の推進等に関する法律」(以下、 14日に公布された「事業性融資

本年6月7日に成立し、

同月

事業性融資推進法」または「新

支えて自主再建を促す(難しけ き支えて運転資金を供給し、事 業が軌道に乗っていれば引き続 業にほころびが見えてもやはり

的に注視し、これを通じて、事

えで貸出を実行することが望ま るよう具体的な約定を結んだう おり、特に、事業・財務に関す ことが適切である。後述すると 担保融資よりも詳細に書き込む る重要な情報を定期的に提供す

られるであろうか。 どのように対処することが考え 兆しが生じた場合、金融機関は、 後」に、借入企業に経営悪化の それでは、こうして「貸した

融資)を推進するツールとして

の融資である。

させるために、不動産担保や個 の事業性に着目し、これを成長 らも明らかなとおり、借入企業

、保証によらない融資

(事業性

促す)というリレーション重視 促す、それも難しければ廃業を

ればスポンサーへの事業譲渡を

期限の利益喪失事由を、不動産 も大切であり、実行前提条件・ 表明保証・コベナンツ(確約)・

> 設定を受けて融資をしたケース 検討してみたい。 た、どのように使っていけばよ のような機能を発揮するか、ま 営改善や事業再生において、ど を念頭に、企業価値担保権が、 式会社Bから企業価値担保権の 予兆管理や伴走支援、 いかを考えながら、 本稿では、 金融機関Aが、 この課題を さらに経

できる。以下では、このように、 者)が担保権者を兼ねることも が、レンダー(特定被担保債権 者とが法的に区別されている 担保債権者(特定被担保債権者・ 金融機関Aがレンダーであり、 不特定被担保債権者)と担保権 なお、企業価値担保権は、

今月の解説

ゼロゼロ融資回収における課題と実務対応(下)

みやこ債権回収株式会社顧問弁護士 瀬戸 祐典



はじめに

の4つがある。
元本弁済が困難になった場合

討する。
で元本弁済を止めることを検② 金融機関からの借入につい

低限金融機関の利払いと信用 ③ 前記②の場合において、最

る。の保証料が払えるかを検討す保証協会や農業信用基金協会

態もあろう。

して、延命策を検討する。(4) バンクミーティングを開催

金融機関、信用保証協会や農金融機関、信用保証協会も前記③の条件業信用基金協会も前記③の条件が充足できれば、「被害の拡大はない」のであるから、しばらはない」のであるから、しばらる。

て回収をしなければならない事を覚悟のうえで、金融機関とし命策が奏功せず、債務者の破産しかしながら、そのような延

して解説する。
において重要となる論点を整理だ口融資を実際に回収する場面が口融資を実際に回収する場面が、近日のでは、だり

初に)時に注意すべき点(最近日ゼロ融資の回収

1 モラルハザードへの注意

査を比較的緩やかにして、金融無担保であることから、非常に無担保であることから、非常に無担保であることから、非常に無担保である。また、信資であったといえる。また、信資であったといえる。また、信

を融機関に対して、信用保証協会や農業信用基金協会が保証協会でも、ゼロゼロ融資の実行時の金融機関の注意義務は変わ時の金融機関の注意義務は変わらない。よって、モラルハザーらない。よって、不必要な資金までドが起きて、不必要な資金までを融資していないか代位弁済のを融資していないか代位弁済のを融資していないか代位弁済のを融資していないか代位弁済のを融資していないか代位弁済のを融資していないか代位弁済のを融資していないか代位弁済のを融資していないがある。

2 反社会的勢力の確認

ゼロゼロ融資の回収時に明らか思われる。その実態は、今後、会的勢力の関与があったものとロ融資においては相当数の反社が回解説したとおり、ゼロゼ

タマーハラスメントの 正しい理解と対策 カス

第1回

マーハラスメントとは カスタ



1

香川 希理 香川総合法律事務所 弁護士

まで連載にて解説する。

まず第1回は、

カスハラの現

的な考え方から具体的な対処法

スハラ対策を講じるために、改

金融機関として適切な力

カスハラについての基本

状やカスハラの定義などを確認

かがわ・きり●香川総合法律事務所代表弁護士。明治大学法学部卒業、 院法務研究科修了。カスハラ対策を得意とし、各種業界団体や企業にカスハラマニュ アル策定や研修を実施している。主な著書に「カスハラ対策実務マニュアル」(日本加 除出版株式会社)。

た背景 カスハラの現状

カスハラが社会問題化.

度存在していたにもかかわら 昔から「クレーム」は一定程

録画され、

企業側に不利な証拠

れば、謝罪している状況が録音、

性もある。

一方で安易に謝罪す

載では「カスハラ」と略す)を 立法化の動きもみられる。この などが相次いで、カスハラ防止 いる。東京都、三重県、北海道 巡る動きが一段と活発になって マーハラスメント(以下、 ような行政の動きを受けて、マ 条例を検討し始めるとともに、 スコミも連日カスハラに関する 2024年に入って、 カスハラ対策への機運が高ま 特集を繰り返している。 カスタ

SNSの普及 インターネット、 スマ

質なクレームに対しては、 る部分だけが切り取られ、「酷 るおそれがある。場合によって そのような対応をすると、スマ 側もある程度強引な対応ができ らクレームは存在していたが、 たのは、インターネット、スマ い企業だ」 たからである。しかし、 ていなかった。なぜならば、 企業は今ほどクレームをおそれ ホ、SNSの普及である。昔か ホで録画されSNSで拡散され まず、最も大きな影響があっ 企業側が大声で怒鳴ってい と批判を浴びる可能 現在、

として裁判で提出されるおそれ